

特別背任と経営判断原則

1. 事実の概要¹

被告人 A 及び B は T 銀行の代表取締役頭取であった。取引先である C が運営する施設の売り上げは、見込みの半分程度にとどまっていた。また C は、D 地区の開発のため、土地の取得を進めたが、未買部分が点在し、開発内容が定まらない等の採算性に深刻な問題を抱えていた。このような状況下、C グループは資産状態、経営状況が悪化し、T 銀行が赤字補てん等のための追加融資を打ち切れば直ちに倒産する実質倒産状態に陥った。ところが A 及び B は C グループの資産状態、経営状況を熟知しながら、赤字補てん資金等の融資(本件融資)を決定し、実質無担保でこれを実行した。

2. 判旨

銀行の代表取締役頭取が、実質倒産状態にある融資先企業に対して、客観性を持った再建計画もなく、銀行の損失を極小化する目的も明確な形で存在したとはいえない状況で、赤字補てん資金等を実質無担保で追加融資したことは、その判断において著しく合理性を欠き、銀行の取締役として融資の際に求められる債権保全に係る注意義務に違反して、特別背任罪における取締役としての任務違背があったというべきである。

融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べて高い水準のものと解され、経営判断の原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまる。

3. 研究

取締役等の特別背任罪(会社法 960 条)は一般の背任罪(刑法 247 条)の特別類型である。²これまでの実務における起訴方針は、会社の経営が破綻して、債権の回収がほぼ確実に不可能になった時点を確認して、その時点以降のさらなる融資行為を不正融資として立件してきた。つまり、客観的な要件である任務違背性は明確であったため、裁判では主観的な要件である図利加害目的が争われてきた。しかし、H21 判決は不正融資事件で「経営判断原則」に言及した。これは客観的な要件である任務違背性についての判断だと解される。

しかし、銀行の公共性の高さから、経営判断原則の適用を限定したものと解される。

これまでは、客観的に債権の回収見込みが不可能になった後の融資については、ほぼ間違いなく背任罪が成立していた。H21 判例が経営判断の原則に言及したこと、例外的ではあるが、無担保や不十分な担保による融資も適法になるということを示したことは、背任罪の成立範囲を限定することになる。

以上

¹ 最決平成 21.11.9 判例タイムズ 1317 号 142 頁。

² 成立要件は同じ ①主体(身分)、②任務違背、③財産上の損害、④図利加害目的の 4 つ